

一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023（令和5年）年4月1日～2028（令和10年）年3月31日
 までの 5年間

2. 内容

目標1：2025年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを3日/週以上に設定、実施する。

<対策>

- 2023年4月～ 所定外労働の現状を把握
- 2023年8月～ 社内検討委員会での検討開始
 関連する雇用環境整備および検討開始
- 2024年4月～ ノー残業デーの実施

目標2：2025年4月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 2023年4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2024年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなど
 による取得促進のための取組の開始

令和5年3月9日

滋賀県近江八幡市池田町三丁目32
有限会社 ス タ ッ ク